

平成30年6月30日現在の状況 組合員数434名 賦課面積465.0ha

【理事長の挨拶】

盛夏の候 組合員並びに関係者の皆様方におかれましては ますますご健勝の事とお慶び申し上げます。

日頃より大庄土地改良区の業務運営並びに事業推進に対しましては一方ならぬご理解ご支援を賜りまして心から感謝申し上げます。

昨年度は、以前からの懸案事項でございました施設台帳の整備を行い、善名地区で県単事業及び中大浦地区では適正化事業を実施してまいりました。

しかし、整備後50年近く経過し、用排水路等施設の老朽化により修繕や改修が必要な箇所が多く存在しますので、今後も継続して県や市に要望し土地改良施設の整備保全を図ってゆく所存でございます。

本年度は、土地改良法の大幅な改正が行われることとなっておりますので、当土地改良区も総代会等で諮って、組合員の負託に添えるよう規約等の改正を行ってゆきたいと考えております。

今後とも地域農業振興のため努力してまいりますので、組合員の皆様の一層の暖かいご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

細田 秀直

1. 第57回通常総代会開催

第57回通常総代会が、去る3月24日（土）午前10時より大庄地区コミュニティセンターにおいて開催されました。

総代現員30名のところ27名の出席で久保昇総代（善名）を議長に選出し、議案12件について慎重審議の結果、全議案を原案通り承認及び可決されました。



（ 第57回通常総代会の様子 ）

承認いただいたこと・話合ったこと

- 維持管理計画書を大幅に見直しを行い、変更しました。
- 今後の土地改良区における問題点などを協議しました。

2. 平成29年度 一般会計・特別会計収入支出決算

区 分		収入合計	支出合計	差引残高
一 般 会 計		45,277,482 円	42,823,462 円	2,454,020 円
特別会計	農地転用決済金	9,321,767 円	2,500,000 円	6,821,767 円
	運用積立金	4,506,679 円	2,500,000 円	2,006,679 円
	職員退職給与積立金	4,056,691 円	0 円	4,056,691 円

3. 平成28年度 財産目録

●資産合計（流動資産・固定資産）	15,553,337 円
●負債合計（特定資産）	12,885,137 円

4. 平成30年度 一般会計・特別会計収入支出予算

区 分		収入合計	支出合計
一 般 会 計		18,574,000 円	18,574,000 円
特 別 会 計	農地転用決済金	6,802,000 円	6,802,000 円
	運用積立金	7,295,000 円	7,295,000 円
	職員退職給与積立金	4,397,000 円	4,397,000 円

5. 平成30年度 賦課金徴収について

●賦課対象基準日

賦課金は、平成30年4月1日現在の土地原簿により算出しており、**平成30年7月31日(火)**に口座振替にて徴収予定です。

なお、ご自身で振込される方は**7月30日(月)**までにご入金をお願いします。

賦課金の種類	経常賦課金 (1,000 m ² 当り)	工事賦課金
負担金	1,100円	事業費 × a % (a = 事業による賦課割合)
対象	全 地 区	事業関係集落
納付期日	H30. 7. 31(火)	事業完了後

お知らせ

昨年度より**ゆうちょ銀行(郵便局)口座**を新たに設けたことにより、賦課金をお近くのゆうちょ銀行ATMより土地改良区口座へ振込むことができます。あおば農協に口座をお待ちでない方・お待ちでも口座振替の登録をされていない方等 ご利用下さい。

(ゆうちょ銀行間の振込手数料は月に3回まで無料の為、その都度ご確認をお願いします。手数料が発生した場合は組合員の負担となりますことをご了承ください。) おわかりにくい点がございましたら、なんなりとご相談ください。

6. 平成30年度 転用決済金(1㎡当り)について

全地区	50円
-----	-----

7. 土地改良事業について

●平成29年度実施事業

事業名	実施地区	事業内容	事業費
維持管理適正化事業	中大浦地区	用水路改良工事 w350 → 400 mm	8,601,120 円
県単独事業	善名地区	用水路改良工事 w250 → 300 mm	8,500,000 円
市単独事業	田島地区	用水路支線改修工事	501,120 円

●平成30年度実施予定事業

今のところ未定ですが、交通事故による用水路復旧改修工事(小原屋地内)を稲刈り後着工予定です。 ご協力いただきます様、宜しくお願いします。

8. 水土里情報GIS活用システムって何？

昨年、土地改良区関係者の皆様にご協力頂き、周辺の農業施設(用排水路・農道・水門)の確認作業を無事終了することができましたことを深く感謝申し上げます。

おかげ様で、そのデータを元に地理情報システム(GIS)を活用し地図(位置情報)を基本に構築したデータベースが出来上がりました。

大庄管内の農業施設・農地管理を行うGISを水土里Maps(みどりマップス)として簡単に検索ができ、机上にて確認を行えるようになります。組合員の皆さんや集落営農組織等で、地図が必要な場合は是非大庄土地改良区までご一報ください。



(抜粋:施設台帳用水路・排水路)

『刈草』をできるだけ流さないための心がけ・取組み



草刈りの時期には、おびただしい量の刈草が海岸に漂着しています。
刈り取った草は、できるだけ用水や川に流さないようにしましょう。

- ① 刈草を流さないように、草刈りの方法を工夫しましょう。（下図参照）
- ② 水際に刈草を置かないように心がけましょう。
- ③ 刈草をたい肥等によりサイクルしましょう。
- ④ 市町村のごみ処理施設に持込んで、刈草を適正に処理しましょう。

【草刈りの方法(例)】



こんな場合手続きが必要です！！

▼組合員に変更があった場合（例えば）

- 本土地改良区の地区内で 農地の移動(売買・交換等)をする場合
- 生前一括贈与又は死亡により名義変更する場合
- 農業者年金等により経営移譲する場合
- 組合員の住所が変更になる場合

▼農地を転用又は、公共用地(道路等)に買収された場合

▼土地改良施設等を他目的に使用する場合（例えば）

- 土地改良施設用地を出入口等に使用され、用排水路に橋等(鉄板合)を架ける場合

ご注意ください

組合員の資格に変更があっても、届け出がない場合は、今まで通りの組合費をお支払いいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

- ★ ほ場整備地区内の田については、現況が田として利用されていなくても組合費がかかります。宅地等に変更する場合は、農地転用の申請が必要になります。
- ★ 公共用地として買収された農地について、公共機関で手続きを行なっても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳の修正は行なわれず、組合費が賦課されますので、必ず届け出てください。

★★★ 詳しい手続きは、当土地改良区にご相談ください。 TEL483-1682 ★★★